

浜松市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市が発行する「広報はままつ」(以下「広報紙」という。)へ広聴広報事業に支障のない範囲で行う有償広告掲載に関して必要な事項を定める。

(掲載可能な広告)

第2条 広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン並びにそこに表記されるリンク先のウェブページ及びその属するウェブサイトの内容の範囲は、広告掲載要綱(平成18年12月5日施行)第4条及び広告掲載基準(平成18年12月5日施行)の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の1枠あたりの規格は、次の表に掲げるとおりとする。

掲載場所	規格
知ったく情報ページ	縦 55mm、横 90mm (2枠セットの場合、縦 55mm、横 183mm)
裏表紙(上段)	縦 200 mm、横 190 mm
裏表紙(下段)	縦 60 mm、横 190 mm

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長がこれを指定する。

2 前項の規定にかかわらず、浜松市ホームページに掲載する広報紙、点字版広報紙、声の広報及び電子書籍ポータルサイト等には広告を掲載しないものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告は、発行号ごとに募集し、掲載するものとする。ただし、広告主が希望する場合は、複数号の掲載を認めることができる。

(広告掲載枠の売り渡し)

第6条 広告掲載枠は、広告を取り扱う業者(以下「広告取扱業者」という。)に適正な価格で売り渡すものとする。

(広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、広告代理業を営む者のうちから、市長が定める方法により選定するものとする。

(広告主の選定及び募集)

第8条 広告取扱業者は、この要領の規定に基づき広告主を募集し、選定しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 掲載する広告は、広告取扱業者の責任及び負担で作成し、市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告取扱業者は、広告の作成に当たり、あらかじめその内容及びデザイン等については、市及び広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長と協議しなければならない。

3 市は、広告の枠外に、広告である旨を明記することとする。

(広告掲載の可否)

第10条 広告掲載の可否の決定は、第2条の規定に基づき、浜松市広告審査委員会の協議を経て、市長が行う。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告取扱業者を通じて通知するものとする。

(広告内容等の変更請求)

第11条 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告取扱業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告取扱業者への催促その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告取扱業者が応じないとき。

(3) 掲載が決定した広告が浜松市広告掲載基準に適合しなくなったとき。

(4) その他、広報紙への広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載が取り消された場合において、広告取扱業者又は広告主に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

(広告取扱業者の責務)

第13条 広告取扱業者は、広報紙に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情、損害を被ったという申し立てが成された場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決するとともに、広告に起因して浜松市において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告取扱業者は、広告の掲載に係る権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

5 広告取扱業者は、市長の承諾を受けずに、広告の作成等の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 1 日から施行し、平成 26 年 5 月号以降の広報紙に掲載する
広告について適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 5 月号以降の広報紙に掲載する
広告について適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年 5 月号以降の広報紙に掲載する
広告について適用する。